

北海道公立大学法人札幌医科大学における競争的資金等の使用に関する不正防止プログラム

第1 目的

このプログラムは、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「本学」という。）における競争的資金等の適正な管理・執行体制を構築することにより、競争的資金等の不正な使用等の防止を図ることを目的とする。

第2 定義

- 1 このプログラムにおいて、「競争的資金等」とは、国及び国が所管する独立行政法人から配分される補助金・委託費等の研究のための資金をいう。
- 2 このプログラムにおいて、「不正」とは、下記に掲げるものをいう。
 - (1)「不正使用」
故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用、又は競争的資金等の配分の決定の内容若しくはこれに附した条件と異なる使用を行うこと。
 - (2)「不正受給」
偽りその他不正な手段により競争的資金等の配分を受けること。
 - (3)「不正行為」
競争的資金等の配分の対象となった研究課題の提案事業において、既に公表された研究成果で示されたデータ、情報、調査結果のねつ造、改ざん又は盗用を行うこと。
- 3 このプログラムにおいて、「事務局」とは、競争的資金等に係る申請・受入れ・支出等の事務を所管する北海道公立大学法人札幌医科大学組織規程（平成19年規程第6号。以下「組織規程」という。）第12条に定める事務局及び附属産学・地域連携センター、その他関係する組織をいう。

第3 不正防止のための措置

1 責任体制

本学に最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者を置き、競争的資金等の管理・執行の適正化を図る。

- (1) 最高管理責任者
最高管理責任者は理事長とし、本学全体を統括し、競争的資金等の管理・執行について最終責任を負うとともに、統括管理責任者及び部局責任者が責任をもって競争的資金等の管理・執行が行えるよう適切に指導するものとする。
- (2) 統括管理責任者
統括管理責任者は外部研究資金等を担当する理事とし、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の管理・執行について全体を実質的に統括する責任と権限をもつものとする。
- (3) 部局責任者
部局責任者は別紙1のとおりとし、部局内において所管する競争的資金等の管理・執行について実質的な責任と権限をもつとともに、その管理・執行が適切に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

2 適正な管理・執行の基盤となる環境の整備

最高管理責任者は、競争的資金等の不正な使用等を防止するため、本学の実態把握に努め、不正を発生させる要因を除去し、十分な抑止機能を備えた管理・執行体制の構築を図るものとする。

- (1) 管理・執行の基本
ア 管理・執行の基本

競争的資金等に係る事務処理手続きについては、国の関係法令・通達及び各資金の配分機関で定める要綱等に基づくほか、本学で定める会計規程・関係要領等に基づき統一的な執行を図るものとする。

イ 取扱いの周知

競争的資金等に係る事務処理手続きの上記アの取扱いについて、学内に周知徹底を図るものとする。

ウ 相談受付窓口

競争的資金等の適切な管理・執行を図るため、事務処理手続きに関する相談受付窓口を附属産学・地域連携センターほか当該競争的資金等を所管する事務局担当課に設置するものとする。

(2) 職務の権限等

本学において競争的資金等の配分を受けて当該研究を行う者（以下「研究者」という。）と事務局の権限と責任については、次に掲げるとおりとする。

ア 研究者 研究の遂行に伴う必要な経費の事務局への執行依頼・報告

イ 事務局 研究者から執行依頼を受けた経費の執行手続・確認

(3) 意識の向上及び行動原則

ア 最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者の責務

競争的資金等の適正な管理・執行について、本学及び所管部局等における関係者の意識向上を図らなければならない。

イ 研究者及び事務局職員の行動原則

競争的資金等が国民の税金を原資とするものであることを十分認識し、その管理・執行にあたっては、関係法令等をはじめ、本プログラムや本学の関連規程に定められている事項を遵守しなければならない。

3 競争的資金等の適正な管理・執行

(1) 適正な予算執行に向けた取組

競争的資金等による公的研究に携わる研究者及び事務局職員は、常に予算の執行状況を把握するとともに、研究計画との整合性に留意した適正な予算執行に努める。

(2) 経費ごとの基本的な管理方針

ア 物品

事務局による発注・納品・検収を徹底し、架空取引や請求と異なる物品納入などの不正防止に努める。

止むを得ず研究者が発注を行う場合でも、事務局による納品・検収を徹底する。

イ 旅費

実態の伴わない旅費請求などの不正を防止するため、関係する規程や要綱・要領により、用務内容等旅行事実の確認を行う。

ウ 謝金等件費

実態のない勤務などの不正を防止するため、関係する規程や要綱・要領等の定めるところにより出勤簿等を備え、勤務状況の確認を行う。

エ その他

故意又は錯誤による実態のない請求・支払いや、事実と異なる請求・支払いが生ずることのないよう、納品や契約の履行等の確認を行う。

(3) 取引の実態等

部局責任者及び事務局職員は、特定の業者と過度に密接な関係を持つことにより不正使用に発展することのないよう取引実態の把握に努める。

また、不正な取引に関与した業者については、北海道公立大学法人札幌医科大学契約事務取扱規則の定めるところにより、厳正に対処する。

4 情報の伝達

競争的資金等の管理・執行を適正に行うため、学内外からの関連情報が適切に伝達される体制を構築する。

(1) 不正に関する通報窓口

競争的資金等の不正に関する通報窓口は、附属産学・地域連携センターとし、通報内容について統括管理責任者を経て最高管理責任者に報告する。その連絡系統は別紙2のとおりとする。

(2) 不正が疑われる場合の実態調査

最高管理責任者は、通報などにより競争的資金等の不正が疑われる場合、附属産学・地域連携センターに関係部局等と連携して実態調査を行わせ、その結果を報告させるものとする。

(3) 不正調査委員会の設置・審議

本学に不正調査委員会を設置し、最高管理責任者が必要と認める場合は、(2)に規定する実態調査の結果等について審議させるものとする。

不正調査委員会の組織・運営に関し必要な事項については別に定める。

(4) 不正案件の対応

実態調査及び不正調査委員会の審議の結果、不正が確認された場合は、事案に応じて関係する本学の規程・規則その他の定めるところにより適正に対処する。

5 モニタリング及び監査

不正の発生を防止するため、モニタリングや監査を実施する。

(1) モニタリング

研究者及び事務局職員は、競争的資金等を適正に管理・執行するため、日頃から適切な収支管理などに努める。

(2) 監査の実施

競争的資金等の適正な管理・執行のため、関係部局との連携・協力のもとに監査を適宜実施し、競争的資金等の執行について一層の公正性・透明性の確保に努める。

第4 その他

1 このプログラムの推進を担当する事務局は、附属産学・地域連携センターとする。

2 このプログラムに定めるもののほか、プログラムの推進に必要な事項は別に定める。

3 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく体制整備について（平成19年11月 札幌医科大学）は廃止する。

4 このプログラムは平成23年4月1日から施行する。

別紙 1

プログラム第3 1(3)に規定する部局責任者は、次のとおりとする。

医学部長、保健医療学部長、医療人育成センター長、附属病院長、事務局長、附属総合情報センター長、附属産学・地域連携センター長

別紙 2

プログラム第3 4(1)に規定する連絡系統は、次のとおりとする。

